

八幡浜市地域エネルギービジョン改定支援業務プロポーザル実施要領（修正）

1. 目的

この実施要領は、八幡浜市地域エネルギービジョン改定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

八幡浜市地域エネルギービジョン改定支援業務

(2) 業務目的・内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）までとする。

(4) 委託上限額

金5,863,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意する。

3. 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4. 担当課（書類提出及び問合せ先）

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所市民福祉部生活環境課脱炭素推進室（担当：河野）

TEL：0894-22-3111 FAX：0894-22-5990

E-mail：kankyou@city.yawatahama.ehime.jp

5. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度八幡浜市入札参加有資格業者名簿に測量・建設コンサルタント等で登録されている者であること。
- (3) 本業務に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、八幡浜市入札参加資

格者に係る入札参加停止措置要領（平成 24 年 7 月 19 日要綱第 18 号）又は八幡浜市製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成 17 年 3 月 28 日要綱第 63 号）による入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所等を有していること。
- (5) 過去 5 年間に於いて、元請けとして地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編又は区域施策編）の策定もしくは改定業務について、受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 23 年八幡浜市条例第 37 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

6. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書（様式第 1 号）を提出すること。

- (1) 受付期間
令和 6 年 5 月 27 日（月）から令和 6 年 6 月 7 日（金）まで（当日消印有効）
- (2) 提出方法
電子メール、持参、郵送、いずれかの方法により提出すること。
※ 持参の場合は平日（土日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。
- (3) その他
参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 2 号）を提出すること。

7. 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 3 号）により提出すること。

- (1) 受付期間
令和 6 年 5 月 27 日（月）から令和 6 年 6 月 5 日（水）まで
- (2) 提出方法
電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法
ア 令和 6 年 6 月 7 日（金）までに八幡浜市公式ホームページに掲載する。

- イ 回答に対する問い合わせ及び意義申し立ては一切受け付けない。
- ウ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8. 審査書類の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加申込者は、審査書類（下記ア～オ）を作成し、以下により提出すること。

ア 事業提案書（様式任意）

- ・ 仕様書の「4. 業務内容」を基に、提案すること。
- ・ 原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、A4判以外の用紙を利用する場合は、A4判サイズに合わせて折り込むこと。
- ・ ページ数は、15ページ以内とする。（表紙、目次は除く）
- ・ 文字サイズは、10.5ポイント以上、書体は任意とする。

イ 主要業務実績書（様式第4号）

ウ 作業スケジュール（様式任意）

エ 支援体制（様式任意）

オ 見積書及び内訳書（様式任意）（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 受付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月14日（金）まで（当日消印有効）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留）

- ※ 持参の場合は土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。

(4) 提出部数

9部及び電子データ（CD-R）

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された事業提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八幡浜市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった事業提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類等は返却しない。

エ 事業提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 事業提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9. プレゼンテーションの実施

提出された事業提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和6年6月20日（木）（予定）

(2) 所要時間

1 事業者あたり25分（事業提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答10分）

(3) 説明者等

プレゼンテーションの出席者は、原則、配置予定の業務責任者とし、3名までとする。

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ 詳細については、事業提案者に別途連絡する。

ウ Web会議システムを使用する場合がある。

10. 審査

(1) 審査方法

提出された審査書類は、市が設置する「八幡浜市エネルギービジョン改定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査を行う。

(2) 評価方法

審査委員会はプレゼンテーションの内容及び提出した審査書類の内容を別紙「評価基準」に基づき審査する。

(3) 選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高得点を挙げた事業提案者が2者以上いる場合は、評価項目の企画提案力の評価点が高い提案者を上位とする。

ウ 事業提案者が1者であっても事業提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

エ ア、イ、ウに関わらず、総合点が300点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した事業提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 1. 審査結果

審査結果は決定後、全ての参加者へ文書で通知するものとし、八幡浜市公式ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者の名称、評価結果（総合点）
- (2) (1)以外の参加者の名称及び評価結果（総合点）
 - ※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が2者の場合は、次点者の得点は公表しない。
- (3) 審査委員の所属及び役職名並びに氏名

1 2. 契約の締結

審査により選定された者について契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となったときは次点候補者と契約締結の交渉を行うものとする。

1 3. スケジュール

内 容	日 時
プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和6年5月27日（月）
参加申込受付期間	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月7日（金）まで
審査書類受付期間	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月14日（金）まで
実施要領等に関する質問書の受付期間	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月5日（水）まで
実施要領等に関する質問書の回答	令和6年6月7日（金）予定
審査委員会（プレゼンテーションの実施）	令和6年6月20日（木）予定
審査結果の通知・公表	令和6年6月25日（火）予定

1 4. その他

- (1) 審査書類作成に要する経費、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費については、提案者の負担とする。
- (2) 審査書類提出後の変更、差し替えは認めない。ただし、特別な事情があると市が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないこととする。

- (4) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、八幡浜市市民福祉部生活環境課においてその対応を決定する。